

岩手県企業局管理規程第2号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(違約金) 第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 <u>2.7</u> パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 2 [略]	(違約金) 第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 <u>2.6</u> パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。